

委員会規約の改正（委員名簿及び関係行政機関名簿の一部変更）

猪名川・藻川河川保全利用委員会規約(案)

（趣旨）

第1条 本規約は、「猪名川・藻川河川保全利用委員会」（以下、「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 委員会は、淀川水系河川整備計画に基づき、河川管理者が設置する。

（目的）

第3条 委員会は、淀川水系猪名川及び藻川の猪名川河川事務所直轄管理区間を対象範囲とし、これらの河川において、周辺環境及び地域特性に考慮しつつ、川らしい自然環境の保全・再生する観点に立って、公園等の面的占有のあるべき姿について検討を行い、公園等の占有施設の新設及び更新の許可にあたって意見を述べることを目的とする。

（組織及び議事等）

第4条 委員会の委員は、別表－1のとおりとし、河川管理者が委嘱する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとする。
- 3 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在時は、副委員長が委員長の職務を代行する。
- 6 委員長は、河川管理者からの意見照会を受け、委員会を招集し開催する。
- 7 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。但し、委員長がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、副委員長が議長を代行する。
- 8 委員会は、委員総数の過半数をもって成立するものとする。
- 9 委員会は、別表－2に定める行政機関を、オブザーバー又は情報提供者として出席を求めることができる。

（検討対象施設及び検討事項）

第5条 委員会において検討の対象とする占有許可施設は次の各号の河川法第24条の許可を必要とする施設とする。

- 一 河川敷地占有許可準則第7第一項イからハまでに掲げる施設
 - 二 その他河川管理者が必要と認めた施設
- 2 委員会は次の各号について検討することを基本とする。
- 一 占有許可施設が河川環境に与える影響
 - 二 占有許可施設が地域社会に与える影響
 - 三 対象河川における河川保全利用のあるべき姿
 - 四 その他委員会が必要と認める事項

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要に応じ、第三者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(情報公開)

第7条 委員会に関する情報は、原則公開とし、公開する情報及び情報公開の方法は委員会で定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所に置き、次の各号の事務を行う。なお、猪名川河川事務所は、当該事務を民間企業等に委託することができる。

- 一 会議資料の作成
- 二 議事録の作成
- 三 会議内容のとりまとめ及び公表資料の作成
- 四 その他委員会庶務に関する事項

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会において定める。

附則

平成18年3月29日 当初規約制定

(猪名川・藻川河川保全利用委員会第5回設立準備会にて承認。)

平成21年12月8日 全部改正

(平成21年3月31日付け河川整備計画策定を受け、委員会再編成。)

平成22年2月18日 一部改正

(平成21年4月1日付け尼崎市の組織・機構の改正に伴う関係業務担当部署変更による別表－2の改正。)

平成22年8月30日 一部改正

(関係行政機関の人事異動に伴う別表－2の改正。)

平成23年2月15日 一部改正

(関係行政機関における担当課変更及び関係行政機関名簿の変更)

平成23年8月22日 一部改正

(委員会の交代及び関係行政機関の組織・機構の改正に伴う別表－1、2の改正)

平成26年9月12日 一部改正

(委員の所属の変更及び関係行政機関の組織・機構の改正に伴う別表－1、2の改正)

平成 27 年 8 月 25 日 一部改正

(関係行政機関の組織・機構の改正に伴う別表－2 の改正)

平成 28 年 8 月 24 日 一部改正

(関係行政機関の組織・機構の改正に伴う別表－2 の改正)

平成 29 年 8 月 24 日 一部改正

(関係行政機関の組織・機構の改正に伴う別表－2 の改正)

平成 30 年 9 月 20 日 一部改正

(委員の交代、委員の所属変更及び関係行政機関の組織・機構の改正に伴う別表－1、2 の改正)

令和 2 年 9 月 18 日 一部改正

(関係行政機関の組織・機構の改正に伴う別表－2 の改正)

令和 3 年 3 月 5 日 一部改正

(委員の退任に伴う別表－1 の改正)

令和 3 年 8 月 26 日 一部改正

(委員の追加に伴う別表－1 の改正)

令和 4 年 8 月 24 日 一部改正

(委員の所属名称変更及び関係行政機関の組織・機構の改正に伴う別表－1、2 の改正)

猪名川・藻川河川保全利用委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

綾 史郎	大阪工業大学 名誉教授
上田 萌子	大阪府立大学 大学院 生命環境科学研究科 助教 大阪公立大学 大学院 農学研究科 准教授
服部 保	兵庫県立大学 名誉教授
村上 敦子	猪名川流域ひめぼたるネットワーク代表 伊丹の自然を守り育てる会

猪名川・藻川河川保全利用委員会 関係行政機関名簿

関係行政機関
大阪府都市整備部河川室河川環境課長
兵庫県 土木部 県土整備部 土木局 総合治水課長
池田市都市整備部公園みどり課長
池田市都市整備部交通道路課長
尼崎市都市整備局土木部公園維持課長
伊丹市 都市交通部みどり公園室 市民自治部環境政策室公園課長
伊丹市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課長
川西市土木部公園緑地課長
川西市市民環境部文化・観光・スポーツ課長